

静岡県卓球協会倫理規程

令和2年5月17日 制定

(目的)

第1条 本規程は、静岡県卓球協会（以下「本会」という）の組織運営及び事業遂行に関わる全ての関係者の倫理に関する事項を定めることにより、本会の目的や事業遂行の公正さに対する疑惑や不信の防止を図り、以て本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、次の各号のとおりとする。（以下「構成員等」という）

- (1) 会則第21条に定める名誉会長及び第22条に定める顧問・参与
- (2) 会則第18条に定める役員
- (3) 会則第17条に定める委員会委員
- (4) 会則第24条に定める会計監査
- (5) 会則第5条に規定する構成員
- (6) 本会が主催主管した事業に参加した者

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 本会の構成員等は、本会の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営を誠実に履行しなければならない。また常に公平且つ誠実に事業運営に当たり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(信頼の確保と責任)

第4条 本会の構成員等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するような責任ある行動をとらなければならない。

(人権の尊重)

第5条 本会の構成員等は、暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント全般の行為、さらに合理的でない区別及び差別を行ってはならない。

(私的利益の禁止)

第6条 本会の構成員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 本会の構成員等は、その職務の執行に際し、本会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(個人情報保護)

第8条 本会の構成員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならず、業務上知り得た個人の氏名、年齢及び住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(適正な経理処理)

第9条 本会の構成員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 本会の構成員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等の開示に努めなければならない。

(薬物等の使用禁止)

第11条 本会の構成員等は、ドーピング違反や違法薬物の使用等の行為を行ってはならない。

(反社会的行為の禁止)

第12条 本会の構成員等は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

(本規程の具体的内容)

第13条 本規程の具体的内容については、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「倫理に関するガイドライン」及び公益財団法人日本卓球協会が発行した倫理規程ひな型に基づくものとする。

(法令等の遵守)

第14条 本会の構成員等は、関係法令及び本会の会則、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し社会規範に違反することなく適正に事業を運営しなければならない。

(研鑽)

第 15 条 本会の構成員等は、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程の改廃)

第 16 条 本規程の改廃は理事会の決議を要する。

附 則

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。